

調書（決定）	
事件の表示	平成●●（〇〇）第●●号
決定日	平成21年10月2日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長裁判官	中川了滋
裁判官	今井功
裁判官	古田佑紀
裁判官	竹内行夫
当事者	上告人 X 被上告人 国
原判決の表示	東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成21年3月26日判決）
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <p>1 本件上告を却下する。</p> <p>2 上告費用は上告人の負担とする。</p> <p>第2 理由</p> <p>本件上告理由は、民訴法312条1項又は2項に規定する事由を主張するものではないことが明らかである。</p> <p style="text-align: right;">平成21年10月2日 最高裁判所第二小法廷 裁判所書記官</p>	